

# 重点方針専門調査会（第5回） 議 事 録

内閣府男女共同参画局調査課

# 重点方針専門調査会（第5回）

## 議 事 次 第

日 時 平成28年9月28日（水）13:00～15:05  
場 所 合同庁舎8号館5階共用A会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

「女性活躍加速のための重点方針2016」に基づく平成29年度予算概算要求等の状況等について

- ・各府省庁ヒアリング

- ・意見交換

### 3. 閉 会

○佐藤会長 それでは、少し時間が過ぎましたが、ただいまから第5回「重点方針専門調査会」を始めさせていただきます。

皆様には、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、前回に続いて「女性活躍加速のための重点方針2016」に基づく平成29年度予算概算要求等への反映状況について、各府省へのヒアリングを行い、それを踏まえて皆さんと意見交換をしたいと思います。

それと、「重点方針2016」に盛り込まれている「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する事項については、概算要求等への反映状況についてですけれども、これは9月12日の「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、関係府省へのヒアリングとそれを踏まえた審議が行われていますので、その専門調査会における審議内容については、本日最後の議事として、同専門調査会会長の辻村議員から御報告いただく予定です。そういう意味で、大きくは2つ議事があるということになります。

それと、前回欠席で本日出席という方が結構多いので、本日の専門調査会の趣旨を簡単に御説明させていただければと思います。

本年5月20日に男女共同参画会議での議論などを踏まえて「女性活躍加速のための重点方針2016」が決定されました。もう既にお話ししましたように、この方針に基づいて各府省が概算要求等にどのようにそれを反映させるかということをごここでヒアリングすることになります。前回と今回の「重点方針2016」の来年度の予算概算要求等への反映状況についてのヒアリングと、ここでの議論を踏まえた内容につきましては、来月予定されています男女共同参画会議において議事になると伺っています。そういう趣旨ですので、よろしくお願いいたします。

審議するわけですが、もちろん、「重点方針2016」を全部ヒアリングというのは時間的に難しいと思いますので、資料1「重点方針2016ヒアリング対象項目について」という1枚紙、表と裏があります。前回は、1枚目の「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」についてヒアリングいたしました。本日は、その裏面のⅡとⅢになりますが、これを2つに分けて、前半では「Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」についてまとめてヒアリングを行い、その後、皆さんの御意見を受ける。それが終わった後、「Ⅲ 女性活躍のための基盤整備」という順でやらせていただければと思いますので、御協力いただければと思います。

まず最初に、Ⅱ.2の最初の項目について、厚労省から御説明いただければと思います。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

今、御説明がありました資料1の第5回の「2. 女性活躍のための安全・安心面への支援」の「a) ひとり親・多子世帯等自立応援プロジェクト」について御説明させていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。1枚おめくりいただきまして、「重点方針2016」の「女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」のうち、「女性活躍のた

めの安全・安心面への支援」のうち、「ひとり親家庭等への支援」ということで、「ひとり親・多子世帯等自立応援プロジェクト」を着実に推進し、相談のワンストップ化を進めるとともに、ひとり親の就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子供の学習支援等を総合的に行う。養育費の履行を確保することは大事ということですので、財産開示制度を所管しております民事執行法の改正を検討すると、これは法務省のほうで主に現在検討中でございます。

それから、今年度、児童扶養手当を第2子、第3子以降については増額させていただきましたが、こちらの手当について、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図る観点から、引き続き所要の改善措置を検討するとされております。こちらにつきましては、具体的には、現在年3回の支給になっているのですが、こちらの支給回数等について改善する余地がないかという検討をしているところでございます。

予算額につきまして、今年度の当初予算につきましては、こちらのご覧の数字となっておりますが、約2,000億円から来年度の概算要求としては2,078億円の予算増と考えております。

1枚おめくりいただきまして、具体的なこのプロジェクトの中身でございます。昨年12月、子どもの貧困対策会議におきましてこのプロジェクトを決定いたしました。その背景としましては、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭・多子世帯が増加傾向にあるということで、自立支援の充実が課題になっておりました。それから、児童虐待の相談対応件数の増加についても、その関連する付随事項としてございました。

昨年8月、施策の方向性を取りまとめまして、昨年末めどに政策パッケージを策定するというので、1枚おめくりいただきたいのですが、12月に「すくすくサポート・プロジェクト」ということで、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の策定をしたところでございます。

「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」につきましては、このような各省またいだ横断的な施策をパッケージ化して取りまとめたところでございまして、こちらのほうを掲げさせていただいております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○佐藤会長 続きまして、Ⅱの2の「b) 熊本地震における被災地支援」について、内閣府から御説明いただければと思います。

○内閣府 内閣府男女共同参画局総務課でございます。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。資料4でございます。

「重点方針2016」におきまして、細項目の欄に書いておりますように、男女共同参画の視点から、下の2行を特にご覧いただきたいと思っておりますけれども、被災地におけるニーズなどを速やかに把握するとともに、避難所運営など被災者支援に資する情報提供の充実を図るとされておりました。本年4月の熊本地震におきましては、発災翌日に男女共同参画局から熊本県と熊本市に対して通知を出してございまして、この細項目の3行目から4行目

にあります、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針ですとか、実際に避難所でどういった取組をしていただくかというチェックシートを活用していただいて、適切に対応していただくようお願いをしたところでございます。また、男女共同参画局の職員が実際に被災地に行きまして、県の方々に同行して助言をさせていただいたところでございます。

そういった中でわかりましたことは、おおむね男女別のトイレですとか、授乳室ですとか、更衣室など、女性の視点に配慮された運営がなされているところもあるのですが、避難所によってはそういったところがなかったということで、結論を申しますと、やはり避難所ごとに状況は様々であったということでございます。

こうしたことを踏まえまして、この事業、二次補正予算案で800万円計上させていただいているところでございますけれども、該当施策概要のところをご覧いただければと思います。被災地熊本における地方公共団体、民間団体の対応状況、これは避難所の運営ですとか支援機関との連携ですけれども、そういったものを把握するためにアンケート調査、あるいはインタビュー調査をしたいということで考えてございます。この結果を踏まえまして、さらに男女共同参画の視点からの災害対応などの防災施策に反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤会長 続きまして、「3. ライフイベントや性差に即した支援の強化」の中の「a) 不妊治療に係る経済的負担の軽減」について、厚労省から御説明いただければと思います。

○厚生労働省 厚生労働省母子保健課でございます。

資料5について説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、表でございますけれども、細項目でございます、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るということでございます。

事業名につきましては「不妊に悩む方への特定治療支援事業」ということで実施しております。

その下の背景・目的でございますけれども、不妊治療の経済的負担軽減を図るため、高額な治療費、大体平均1回30万円から40万円と言われておりますけれども、その費用がかかります体外受精、顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するというところでございます。

その下の予算でございますが、28年度当初予算は184億円の内数と、これは母子保健関係の補助金は統合補助金になっておりますので、全体の額が184億円、そのうちの一部ということでございます。29年度要求につきましては、203億円のうちの一部ということでございます。

概要につきましては、次のポンチ絵で説明させていただきます。

まず、対象者についてですが、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがな

いなどの法律上婚姻している夫婦が対象でございます。

給付の内容につきましては、1回15万円、初回の治療に限り30万円まで助成することになっております。

その下③でございますけれども、男性不妊治療については15万円まで助成。

③の下でございますけれども、通算回数は、40歳未満であるときは6回、40歳以上であるときは通算3回までとなっております。

この内容につきましては、27年度補正、28年度予算で改善してきておりまして、29年度につきましては、これを継続して実施するという予定でございます。

簡単ですが、以上でございます。

○佐藤会長 それでは、ただいま御説明いただきました内容について、御質問なり御意見があれば、どなたからでも手を挙げていただければと思います。

では、鈴木さんから順番で。

○鈴木委員 ありがとうございます。

厚労省に御説明いただいたひとり親世帯支援は非常に重要であると考えますところ、例えば相談窓口をワンストップ化している自治体の数ですとか、あるいは親の資格取得がどのように促進されているかという状況ですとか、そういったところはどのようにチェックしておられるのか、また、それをどのように予算要求にフィードバックしておられるのか。この点は説得力をもって予算を獲得していく上で重要だと思いますし、場合によっては頑張っている自治体とそうでない自治体とでメリハリをつけるということも必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤会長 では、今の点について、おわかりの範囲内で。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

ワンストップ窓口につきましては、まだ始まったところということもございまして、どれくらいの自治体の数がというのは、申し訳ないのですが、手元ございません。

○佐藤会長 ということは、まだこれからということですね。

○鈴木委員 もし把握していなければいけないということで、今後そういった視点を重視していただきたいという要望です。

○佐藤会長 では、どうぞ。

○種部委員 不妊治療のところなのですけれども、継続事業なので中身についてはよく理解しているつもりなのですが、これは法整備が全くされていない分野なので議論もあるところだと思うのですけれども、現在も法律的な婚姻の状態にある人しか対象になっていないのですね。ですが、日本産科婦人科学会は、これは法律婚ではなくても、事実婚であっても夫婦という形をとっている場合は体外受精を行ってよいと学会の方針を示しました。去年かおとしだったと思います。

実際、そういう方たちからの御希望がありまして、これから妊娠・出産をしたいと思っている方たちは等しく制度の恩恵にあずかれるようにと思いますので、法律上の婚姻をし

ている夫婦に限るというところに対しては、今後見直しをすることはないのかどうか。学会が昨年そのように方針を変えたということ踏まえ、検討の余地はないのか、お聞かせいただければと思います。

○厚生労働省 その件につきましては、夫婦の形というか、いろいろな形があると思うので、その辺をしっかりと調べた上で検討していくことになると思います。現段階では夫婦に限定してはいますが、未婚の夫婦について、どこまで支援をしていくかということはしっかりと調べた上で、検討した上で対応していきたいと思っています。

○種部委員 学会の方針変更後、法律婚でない夫婦に対しても不妊治療は実際もう行われていることでありまして、子供がほしいと言っている方に産んでいただけるのであれば、ぜひこの支援の対象になるよう、今後、検討していただければと思います。

○佐藤会長 いいですか。

では、白河さん。

○白河委員 まず、ひとり親支援のところなのですが、児童扶養手当の振り込みの間隔が長いということや、やはりこの間のつなぎのお金を得るためにサラ金で借金をしてしまったりするような実態がありますので、ここをぜひ加速化というか、今どのような状況になっていて、現実的に支給の間隔が変わるのかということの一つお伺いしたい。

もう一つ、先ほどの不妊治療のところなのですが、私も先生と全く同じで、学会の方針が変わったのを知っているのですが、まだ法律婚だけなのだ結構意外に思ったぐらいなのです。産科婦人科学会がかなりこの分野はしっかりリードしているので、ここはぜひ御検討いただきたいのと、それから、今、LGBTの方たちの権利を認めるということに関してものすごく世の中が加速してしまっていて、もしその問題を取り上げるとしたら、やはりこの男女共同参画がリードしていくしかないのではないかと思います。現にLGBTの方たちに聞きますと、パートナー条例で認められた同性のカップルの方たちが今、不妊治療にチャレンジしてお子さんを持つとされたりしているので、やはりそういった意味の拡大というのは今後、絶対議論として出てくると思いますので、男女共同参画のほうでぜひその方たちの権利に関してもしっかりと議論をこれから加速していきたいと思っています。

その辺もいかがでしょうか。検討項目に上がっておりますでしょうか。

○佐藤会長 まず、支給のほうと不妊治療、別だね。

○厚生労働省 児童扶養手当の関係でございますが、先ほど年3回の支給と申し上げました。改正児童扶養手当法の附帯決議におきましても、支払い回数について検討するようにとうたわれておりますので、今年の8月に関係省庁会議を立ち上げまして、そちらの会議のほうで具体的に支給回数を増やした場合の自治体の負担ですとか、ひとり親家庭に与える影響ですとか、そういったところをしっかりと調査して、把握して検討を進めていくというふうにさせていただいているところでございます。

○佐藤会長 不妊治療の御質問に。

○厚生労働省 不妊治療につきましては、先ほどと同様の回答でございます。

○佐藤会長 ほかに。

では、岩田議員から、どうぞ。

○岩田議員 ひとり親家庭の支援のワンストップ化についてなのですが、今日の資料の後ろのほうの子育て支援のところに出てくるのですが、公的個人認証サービス利活用促進事業ということで、マイナンバーカード一枚があれば公的サービスの手続きができるということをやろうとされています。今、御提案されているのは相談窓口のワンストップ化だと思うのですが、それは確かに非常に大事な第一歩だと思うのですが、その次はやはりサービスの諸手続の一元化ということがあると思います。これはひとり親家庭だけではなくて、例えばDV被害者であるとか、女性の起業家支援ですとか、いろいろなところでワンストップというのは重要なコンセプトとして男女共同参画の領域に出てきますので、ぜひ男女共同参画局のほうでも他省庁にも目配りしていただいて、子育てで少しトライアル的にやられるのかどうかよくわかりませんが、これがいろいろなワンストップに利用できますように、特にひとり親家庭についてもそれができますように、お願いしたいと思います。

○佐藤会長 今のに何か御意見があれば。伺っておくということでもいいですか。

○厚生労働省 承知いたしました。ひとり親家庭の就業による自立を中心にと先ほど申し上げたのは、まさに自立支援というのは最も重要な柱の部分だと思うのですが、行政サイドから見ますと、ひとり親で困っている家庭をいかに支援に結びつけるかというのは非常に大切なところでございますので、この児童扶養手当の現況届というのを毎年8月に窓口に来ていただいて、届出をしていただくのですが、そちらの機会等々をとらまえて、ひとり親の支援についていかにつなげていくかということは今、一生懸命やっているところでございます。

○佐藤会長 では、どうぞ。

○小山内委員 3点ございます。まず1点目、ひとり親家庭に関してでございますが、このプロジェクトの中で学びを応援するというところですが、やはり貧困の連鎖を断ち切るという意味でも、学びの応援は非常に重要なのではないかと考えています。ただ、そういう中で、ひとり親の一番の問題としては、やはり経済的な分野で二重労働とかダブルワークをしている方もおり、なかなか子供の学習など、そういったところに力を注ぐことが親自身できない。そういったことを支援するというところで、このワンストップの推進ということを出ているのだと思いますので、まずはこの学び応援という部分を少し大きなテーマとしていただきたいなと思います。ここがしっかりしていないと、次の就業というところになかなか結びつかないのではないかとと思います。

また、こういう支援事業なのですが、非常に地域格差がありまして、この事業は都道府県に落ちていくと思うのですが、都道府県の中でも小さい町とか村にもたくさんこういう人たちがいるのですが、なかなかそういう人たちのところまでたどり着かないという部分がありますので、ぜひその辺に力を注いでいただければと思います。



2点目は、被災地への支援のことです。熊本の地震がありまして、私も7月に被災地を視察してまいりました。現状を見た限り、例えば間仕切りを置くとか、女性への配慮とか、そういう部分でハード的にはすごくなされているなど、東日本の教訓が非常に活かされているなと思いました。

ただ、そういう中でも、届いたものがうまく活用されていないというところもあったのです。それはやはり意識の問題で、その必要性について、そこを運営している人たちが気づいていないと、例えば更衣室を置いていても実際に使われていない。全然使えないところに入り口があったり、ソフト面がうまく機能していない、そういう現実も見えてきました。

あとは、女性リーダーが避難所運営しているところは非常に明るい雰囲気、とてもすばらしいなと思いました。明るくて、日常生活に非常に近い生活環境をつくっていらっしゃるのです。そうではない大きい避難所とかに関しては、逆に支援する側とされる側というような構図ができていて、それというのは後々の被災者の方々の回復力、なかなかエンパワーメントにつながっていかない状況があるのではないかと思います。

また、相談件数について聞いたところ、少ないということでしたが、少ないというのは問題がないのではなくて、女性たちが抱えている悩みがそもそも相談してもいいことなのだというような働きかけがないと、なかなか顕在化しない。やはり九州のほうは男尊女卑といったような部分もまだまだ強いのかなと思うのですが、顕在化してこないと思います。

東日本大震災のときも、すごく固定的な性別役割分担が強化されたという現実もありますので、今後この事例報告とか分析、調査をしていく中では、単にこういうものがそろっていただけではなくて、もう少し深い部分まで踏み込んで調査しないと、東日本大震災よりは改善されましたという調査結果で終わってしまう可能性があると思うのです。東日本と熊本地震はちょっと地震の性質も違いますし、状況も違うと思うので、それぞれの比較でどう違うのかという部分と、あとは先ほど言いましたように、東日本のときはなかなか突っ込めなかった部分です。その辺を熊本の場合はもう少し踏み込んだ形で調査をしていただきたい。

あと、益城町とかは自主防災の組織率が100%だったのです。しかし、避難所運営で全く自主防災組織が起動していなかったという現実もあるようですので、自主防災組織のなかの女性の割合なども調べ、女性たちの声がどれだけ救い上げられたのかなども、踏み込んで、なぜ、うまくいったのかなども含めて調査していただきたいです。

3点目は不妊治療の件です。専門家の先生方がいろいろとおっしゃったのですが、私も男女センターでこういう相談を受けたり、知り合いの方からいろいろと相談を受けるのです。そういう中で、本当に不妊に悩む方々への特定治療の支援というのは非常に難しい問題です。働きながら治療を続けることが難しく仕事辞めたところ、辞めた途端、今度は夫のほうからお金がないからもう不妊治療を受けることができないと言われたという方がいらっしゃいました。やはり働き方改革の中でも、こういった部分に多分触れられ

ているのかと思うのですけれども、こういう方々への配慮というのでしょうか。そういったところも同時に進めていただかないと、お金は出してもそれを活用したくてもできない人たちへの救いの手にはならないのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤会長 いいですかね。何かあれば。

○厚生労働省 御指摘がございました、学びを応援するというところでございますが、例えば今年度で新しいことを申し上げますと、放課後児童クラブが終わった後、子供さんがまだ家でひとりであるということもございますので、終了後に学習支援をしたり、そういったことを含めた「子どもの生活・学習支援事業」、通称居場所づくりと言っておりますが、そちらのほうを始めております。いろいろやっているうちのひとつとして御紹介させていただきます。

○佐藤会長 では、調査のことですね。

○内閣府 内閣府でございます。

熊本地震の調査でございますけれども、いただきました視点につきましては、今後の実際の調査項目ですとか、その分析の中できちんと対応させていただきたいと思っております。

また、日ごろの意識が大事という御指摘がございました。今年度、私どもは、男女共同参画の視点での防災対応というのは、男女での視点というのをさせていただくことも普通の防災の訓練と同様に必要だということで、実際に防災対応の研修プログラムを作りました。先週、先々週、都道府県の方々に実際に体験していただいたというようなこともやっております。今後、その都道府県ですとか、または県内の市町村に展開していただくというようなことをやっていきまして、日ごろからの職員の意識改革にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤会長 そろそろ次に行きたいのですが、どうですか。まだあればですけども、いいですか。

御説明ありがとうございます。それでは、前半部分の御説明をいただいた方と交代があると思っておりますので、説明が終わった方は退席ということで、続ける方もいらっしゃると思っておりますけれども、次の方と交代させていただきます。

(説明者交代)

○佐藤会長 それでは、先ほど御説明しましたように、資料1の裏面の「Ⅲ 女性活躍のための基盤整備」の「1. 子育て基盤等の整備」の「a) 子ども・子育て支援新制度、保育士の処遇改善」について、内閣府から御説明いただければと思います。来たばかりですみませんが、よろしくお願いいたします。

○内閣府 内閣府の子ども・子育て本部の堀内と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿って御説明いたします。資料6「子ども・子育て支援新制度、保育士の処遇改善」ということでございます。

ページをめくっていただきまして、1ページでございます。該当施策名ですけれども、「子ども・子育て支援新制度の実施」ということでございます。

2ページに簡単な図がございますので、この図で御説明したいと思います。

現在、子ども・子育て支援新制度の体系図はこのとおりでございます。大きく分けて、市町村主体の事業と右側の国主体事業がございます。市町村主体事業は、御存じのとおり、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育などの事業でございます。これらの事業に対して共通の財政支援を行っているということでございまして、予算的なことを言いますと、28年度で認定こども園・幼稚園・保育所等で約6,500億円でございます。

その右の市町村主体事業の中の地域の実情に応じた子育て支援ということでございます。紫色の中にいろいろな事業がございます。13事業ございますけれども、代表的な例ですと、放課後児童クラブとか延長保育事業について支援をしているということでございまして、金額的には約1,000億円の予算でございます。この市町村主体の子ども・子育て支援新制度で約7,500億円ということでございます。

その右の国主体事業、仕事と子育ての両立支援とございます。下のほうに仕事・子育て両立支援事業、その下に企業主導型保育事業とございます。企業主導型保育事業というのは28年度からできている事業でございまして、約800億円でございます。これはまた次のページで御説明いたします。

このような体系になってございまして、1ページに戻っていただきまして、真ん中辺に当該施策の背景・目的というところがございます。背景については省略いたしますけれども、後段の部分です。消費税財源から確保する0.7兆円程度の必要額及びさらなる質の向上を実施するための0.3兆円超の財源を確保して、量的拡充と質の向上を着実に実施していきたいと考えているところでございます。

その下の当該施策の政策手段の分類でございます。この中の真ん中辺に予算額がございます。28年度当初予算は約7,482億円ございまして、29年度の概算要求については、この7,482億円プラス事項要求ということで要求させていただいております。この事項要求について、質の向上ということでございまして、これについては予算編成過程で検討ということになってございます。その中身についても、今後、予算編成過程で検討していくことになるのですけれども、待機児童の問題が一番重要だということでございますので、この中で保育士の処遇改善を検討していきたいということでございます。

続きまして、3ページでございます。先ほど触れました仕事・子育て両立支援事業の中身でございます。これも4ページにポンチ絵を載せてございますので、これで説明したいと思います。

企業主導型保育事業と書いてございます。その上に◎が3つございます。女性の就業率上昇等に伴う潜在需要の顕在化に対応するため、従来から待機児童解消加速化プラン等はございましたけれども、このプランを40万人分から50万人分整備するというので、10万人分の上積みをするということでございます。この10万人のうち5万人分について、ここ

に書いてございます企業主導型保育事業を創設して、受け皿とするというものでございます。

これは名前のとおり、企業が主導となって行う事業所内保育事業でございますけれども、真ん中辺に図がございます。左側に書いてございますけれども、週2日程度の就労とか、休日に働く方のために対応できるということでございます。単独の企業だけではなくて、複数の企業が共同して運営するというところも考えられると思います。

左下に本事業の特徴と書いてございます。市区町村の関与がないとか、直接契約であるとか、複数企業の共同利用も自由など、認可と比べて柔軟な内容であるということでございます。補助金については認可と同等のものとなっているところでございます。

3ページに戻っていただきまして、該当施策の政策手段の分類でございます。これも予算額のところを見ていただきたいのですが、28年度当初予算は800億円でした。29年度の概算要求では1,320億円を要求しているところでございます。

ちなみに、この財源でございますけれども、これは事業主拠出金が全てでございます。年金特別会計で運営しているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

続きまして、「b) 保育所等の整備、保育士及び介護人材の処遇改善、『子育て世代包括支援センター』設置促進」について、厚労省から御説明いただければと思います。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。資料7で説明させていただきます。

まず、1ページのシートでございます。こちらのシートは、待機児童解消を目指す保育の受け皿整備の中で、特に保育士の人材確保策ということでございます。いろいろなメニューで総合的な保育人材確保策に取り組んでおりますが、ここでは2つ挙げております。下の施策概要のところにはポツが2つあるかと思いますが、1つが、保育士修学資金貸付、こちらは保育士資格の新規取得者の確保を図るという趣旨のものでございます。2つ目が、就職準備金貸付というのですが、こちらは一旦離職した方の再就職支援を図るというものでございます。

このシートの予算のところには約112億円の内数という数字を書いておりますけれども、この金額は、就職準備金貸付のほうに該当する数字でございます。

めくっていただきまして、まず1つ目の保育士修学資金貸付事業について御説明します。

こちらの事業は、保育士資格の取得を目指す方、指定保育士養成施設に在学する方に修学資金を貸し付けるというものでございます。実施主体は都道府県などでございます。下のほうに返還免除という項目があるかと思うのですが、貸付を受けた方が保育士として5年以上従事した場合は返還を免除するというものでございます。

この保育士修学資金貸付の活用によって新規資格取得者の確保を強化するために、平成27年度の二次補正で国の補助率を4分の3から10分の9に引き上げを行ったところでございまして、都道府県にこの貸付の活用を促しているところでございます。なお、27年度の

二次補正予算は、28年度に繰り越して執行しております。また、都道府県が社会福祉協議会等の民間団体を実施主体として補助を行う場合には、国から交付された貸付原資を活用して、29年度以降も継続が可能という仕組みになっております。

次に、2つ目の就職準備金貸付についてでございます。

3ページの概要ペーパーになりますけれども、こちらについては、潜在保育士、つまり保育士資格を有する方であって、保育士として勤務していない方。この方々が再就職する場合の就職準備金を貸し付けるというものでございます。そして、2年以上勤務した場合には貸付金の返還を免除するものでございます。こちらについては、就職準備金20万円ということで書いてございますけれども、28年度の二次補正予算案では、これを40万円に倍増するというところで予算を計上しているところでございます。

以上です。

○佐藤会長 では、お願いします。

○厚生労働省 それでは、4ページ目でございます。子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開でございます。

真ん中辺の目的のところでございますが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するというところで、子育て世代包括支援センターを設置することとしております。平成27年度から子育て支援新制度に基づく利用者支援事業を活用しながら実施してきております。同センターの設置根拠を法律上明確に位置づけることにより、全国展開に向けた取組を実施するというところとしております。

予算については、28年度、981億円の内数ということでございます。29年度要求につきましては、事項要求ということで予算編成過程の中で決定されるということでございます。

その下の該当施策概要でございます。母子保健法の改正につきましては、28年5月27日に成立しまして、子育て世代包括支援センターの法定根拠を設けたところでございまして、29年4月1日施行ということでございます。平成32年度末までの全国展開に向けて、支援対象者の評価、それから支援内容に係るガイドライン等の作成に向けた取組等を行うこととしております。

次のポンチ絵でございます。2つ目の○にございます子育て世代包括支援センターは、保健師、ソーシャルワーカー、看護師、助産師等を配置して、きめ細やかな支援を行うとしております。

3つ目の○の下ですけれども、平成27年度の実施市町村は138市町村、28年度は251市町村ということでございます。母子保健法上の名称は、母子健康包括支援センターとなっております。

その下の四角でございますけれども、子育て世代包括支援センターについては、コーディネーターが各機関と連携・情報の共有を図って、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成する。それに加えて、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等をあわせまして、妊産婦を支える地域の包括的支援体制

の構築を図ってまいりたいということでございます。

以上でございます。

○佐藤会長 あと、介護人材の紹介ですね。よろしくをお願いします。

○厚生労働省 老人保健課長でございます。

それでは、6ページ、7ページの介護人材の処遇改善について、お話をさせていただきます。

まず、7ページをご覧いただきたいのですが、これはニッポン一億総活躍プランの工程表から抜粋したのですが、介護人材の処遇改善につきましては、一番下の表にありますとおり、これまでも何度か行っておりまして、直近ですと2015年に月額平均1.2万円相当の処遇改善加算、これは介護報酬の中で拡充を行ったということでございます。

それを踏まえて、左上の箱にありますけれども、さらに介護人材確保が困難な理由といたしましては、やはり他産業、対人サービス産業と比較して賃金が低いということがありまして、下のポツにありますとおり、介護職員ですと賃金平均賞与込みで26万2,300円、勤続年数は6.1年ですが、他の対人サービス業ですと賃金が賞与込みで27万3,600円、勤続年数は7.9年ということがございますので、右側の具体的な施策のほうにあります、競合他産業との賃金差がなくなるよう、2017年度からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を行うということが6月2日の閣議決定で行われたところでございます。

6ページに戻っていただきまして、そういった背景を踏まえまして、今後、1万円相当の処遇改善を行うこととしております。ですので、これにつきましては、いわゆる報酬改定の中で行うこととしておりますので、当該施策の政策手段の分類の中では制度改正の中に入れさせていただいております。

また、予算につきましては、この介護報酬改定で対応する場合につきましては、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聞いて行うこととしておりますので、給付費分科会につきましては、今後10月を皮切りに年内に行いまして、今年度中には方向性を取りまとめ、来年の平成29年4月から実施できるような体制をとりたいと思っております。ですので、現在、予算につきましては、これについてはまだ詳細が決まっておりませんので、事項要求という形で要求をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○佐藤会長 続きまして「c）マイナンバー制度を活用したサービスのワンストップ化」、これは総務省から御説明いただければと思います。

○総務省 総務省でございます。

資料8でございますが、1枚、縦紙のところをおめくりいただきまして、上から4番目、細項目の6行ぐらいをご覧いただければと思います。2つほど要素がございます。まず、最初の3行に書いてあることでございますが、子育てにかかわる申請手続きにつきましては、地方公共団体の窓口へ出向くこと、あるいは書類を郵送すること、そういった手間なく、

そういう手続が済ませられるようにできないかということが1点でございます。

2点目が、最後の2行のところでございますが、お子さんの健診あるいは予防接種のタイミングに合わせまして、そろそろ予防接種の時期ですよといったお知らせが個別に通知が来る、そういった仕組みを構築できないかということでございます。この2つについて、どちらもマイナンバーカードを用いて、それ一枚でできるように、そして、出向いたり郵送手続をやらずに、そういった手続が済ませられるようにできないかということであります。

上から6番目ぐらいに背景・目的のところ、今年の成長戦略、「日本再興戦略2016」でございますが、時期といたしましては来年7月、マイナポータルという国が運営するシステムが動き出すこととなりますが、それを一つの目標時期といたしまして、今、申し上げたような手続の軽減、あるいはそういったお知らせのタイミングに合わせた通知、そういったことが始められるということを目標に置いて進めていくということでございます。

具体的に、さらに1枚、A4横の図をおめくりいただきまして、こういった仕組みを前提としているかということでもあります。

左に利用者、右下にいろいろな書類が届く自治体といったところを書いてございます。真ん中に緑色でマイナポータル、これが来年7月からスタート予定と申し上げました。

それから、その後ろに、これも成長戦略に出てまいります、電子私書箱という仕組みを想定しております。これはマイナポータルの一つの機能としてスタートさせることを前提としている仕組みでございますが、この電子私書箱、今、郵便局に行くと一人一人私書箱を持っていらっしゃる企業や個人の方がいらっしゃいますが、様々なメールあるいは電子的なお知らせが個人宛てに蓄積されるところとお考えいただければと思います。そこにアクセスできるのは、基本的にマイナンバーカードを用いてやっていただくということで、その内容に対するアクセスの安全性はそこで確保するというところでございます。

ここで、マイナポータルの右のところに、何と何を含めてワンストップと言っているかというところで、保育所の入所申請、それから入所申請の際に必要な御両親の雇用証明書、この2つについて、普通ですと入所申請書というのは郵送か自治体に出向いて出していく。あるいは雇用証明書というのも場合によってはお勤めの企業に育児休暇中でもとりに行くことが必要になっているわけではありますが、それを御自宅からでもマイナンバーカードでこの電子私書箱に送ると、自動的に電子私書箱が、企業から届いた雇用証明書を御両親から届いた入所申請書に添付した上で自治体にお届けする。そういったことをもし実現できますと、実際に出向いたり郵送したりすることなく、保育所の入所申請といったことができるようになるのではないかとということでもあります。

御参考まででございますが、現在、この右側の勤務先企業の方々から雇用証明書、大体1年間平均すると460万通ほど作成されているのだそうですが、今はそれを自治体ごとのフォーマットに合わせてお出しいただいて、かなりの負担になっている。この電子私書箱の中にデータフォーマット変換機能というものが書いてありますが、こういったところをもし

御提供できると、こういった企業のほうの御負担の軽減ということにもあわせてお役に立つのではないかと考えて御提案している次第でございます。

御説明は以上でございます。

○佐藤会長 それでは、Ⅲの「2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備」のうちの最初の「a) 個人所得課税における諸控除の在り方の見直し」ということで、財務省から御説明いただければと思います。

○財務省 財務省主税局でございます。

資料9に基づいて御説明させていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、1ページ目、細項目のところでございますが、税制については、政府税制調査会において取りまとめられた論点整理等を踏まえ、個人所得課税における諸控除のあり方の見直しについて、幅広く丁寧な国民的議論を進めていくとされておりました。こちらにつきましては、背景・目的のところがございますが、日本再興戦略ですとか骨太方針などにおいても具体的な検討を進めていくと記されております。

具体的にどのような案が今、検討されているかということにつきまして、3ページの図に基づいて御説明させていただきたいと思っております。

まず、現状認識のところでございますが、昭和36年に配偶者控除が創設されて以来、半世紀が経過しております。人口減少という大きな構造変化を踏まえれば、今後は、結婚し夫婦ともに働きつつ子供を産み育てるといった世帯に対する配慮の重要性が高まるといった現状認識に基づきまして、現行制度でございますが、横軸が配偶者の収入となっております。配偶者の収入が増えてきますと、基礎控除というものに加えまして、配偶者控除というものがありますが、これが配偶者の収入が103万円を越えますと徐々に減って行って、この部分が配偶者特別控除と言われているものですが、141万円のところまでこういった控除が受けられるという制度になっております。

この制度につきまして、右側でございますが、共働きが増加している中で、片働きを一方的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当でないとの御指摘、あるいは配偶者の収入が103万円を越えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることで配偶者の就労を抑制する壁になっているとの御指摘、これがいわゆる103万円の壁と言われているものでございます。あるいはパート世帯においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに、納税者本人も配偶者控除の適用を受けているという、いわゆる二重の控除が行われているといった御指摘をいただいております。

こうしたところにつきまして、具体的に選択肢を大きく言って3つ挙げていただいているのですが、選択肢のAは、まず配偶者控除の廃止ということでありまして、配偶者の働き方により納税者本人の控除額が影響を受けないような中立な仕組みとするため、配偶者控除を廃止するという選択肢でございます。

この選択肢につきましては、論点としまして、家族の助け合いや家庭における子育てに対する評価をどう考えるか。あるいは片働き世帯及びパート世帯が負担増になることをど



う考えるかといったような論点を提示されております。

選択肢A-2というのはこの派生でございます、配偶者控除の適用に所得制限をつけるというような案でございます。

おめくりいただきまして、選択肢Bのところでございますが、こちらは配偶者控除に代えて、配偶者の所得計算において控除し切れなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み、いわゆる移転的基礎控除を導入いたしまして、配偶者の働き方によらず、夫婦2人で受けられる所得控除の合計額を一定とすることで、二重の控除を解消し中立的な税制に近づけるといった案でございます。こちらの案につきましても、論点のところでございますが、パート世帯、特に子供のいない低所得の世帯が負担増になる、あるいは配偶者の税率が納税者本人の税率より低いときの配偶者の就労に対する抑制的な効果があるのではないかといったような論点を提示されております。

選択肢B-2というのはこの派生でございます、現在、所得控除という方式でやっております控除につきまして、これに税額控除化というのを組み合わせてはどうかという選択肢でございます。

選択肢Cでございますが、こちらは所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で、配偶者控除に代えて、若い世代の結婚や子育てに対する配慮を行う観点から、夫婦世帯に対して配偶者の収入にかかわらず適用される新たな控除を創設するという案でございます。こちらの案につきましても、いろいろ論点を提示されておまして、夫婦世帯においても働き方や所得水準などは様々であるため、税負担能力に応じた公平な負担を実現する観点から、所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現していく必要があるのではないかと、あるいは税制が結婚に対して中立的でなくなることの是非をどう考えるか、あるいは夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯に対する配慮をどう考えるのかといったような論点を提示されています。

一番下の枠囲いのところにありますが、この見直しにつきましては、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深くかかわる問題でありますことから、今後、幅広く国民的な議論が必要とされておりまして、その際に改正全体としては、税収中立あるいは財政中立を念頭に行っていく必要があるというような御指摘をいただいております。

こうした論点につきましては、現在でも政府税制調査会において議論を継続しているところでありまして、引き続き幅広く丁寧な議論を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

次に、「b) 被用者保険の適用拡大、民間企業における配偶者手当」について、厚労省から御説明いただければと思います。

○厚生労働省 まず、被用者保険の適用拡大の関係で御説明させていただきます。厚生労働省年金局でございます。

資料10をご覧ください。表紙をおめくりいただきまして、1ページの細項目の2つ目のポツになります。社会保障制度については、年金機能強化法による平成28年10月からの大企業における被用者保険の適用拡大に加え、平成28年10月の施行に合わせて中小企業にも適用拡大の道を開くための制度的措置を講ずるとともに、平成28年10月の適用拡大の施行の状況等を勘案して、さらなる適用拡大に向けた検討を着実に進めていくと記載がございます。

この被用者保険の適用拡大に関しては、平成24年の社会保障と税の一体改革の関連法の中で、先ほど申し上げました年金機能強化法という法律が成立しております。この法律の中で被用者保険の適用拡大を措置しているわけですが、それが来月、平成28年10月から施行されるという状況です。これについては、従業員数501人以上の大企業を対象として適用拡大を講ずることにしておりましたが、あわせて従業員数500人以下の中小企業についても被用者保険の適用拡大の道を開くべきだという御意見もあり、そういったものを踏まえまして、労使合意を前提に500人以下の中小企業についても任意で企業単位に適用拡大を認めるという内容を盛り込んだ制度改正の法案を今年3月、さきの通常国会に提出しております。残念ながら、さきの通常国会では審議がされずに継続法案という扱いになっております。私どもといたしましては、一昨日開会いたしましたこの臨時国会での早期成立を目指して、国会に対してお願いをしていきたいと考えているところでございます。

資料の3ページをご覧くださいますと、今、申し上げました、現在国会で継続審議中になっている法案の中の短時間労働者への被用者保険の適用拡大の概要、1枚紙をつけさせていただきます。

簡単に御説明いたしますと、現状としては週30時間以上働いている場合に被用者保険の適用というのがありまして、これに対して、先ほど申しました年金機能強化法で適用拡大の措置を既に講じております。これが来月、28年10月からスタートするということになります。この具体的な適用拡大の中身といたしましては、週30時間以上という基準を週20時間以上という形に改めまして、かつ、年収が106万円以上という基準を今回設けております。先ほど申し上げたとおり、この適用拡大の対象になるのは、従業員数501人以上の企業でございます。これに加えて、500人以下の企業にも適用拡大ができるようにということで、労使合意に基づいた任意での企業単位での任意の適用拡大を可能とする法案を現在、国会に提出中ということでございます。繰り返しになりますが、この臨時国会での早期の法案成立を目指していきたいということでありまして、あと、来月から施行される大企業向けの適用拡大の中身を措置した年金機能強化法の中では、施行後3年以内の検討規定というのがございますので、来月以降の施行の状況を踏まえながら、さらなる適用拡大に向けて検討をしていくということと考えているところであります。

以上であります。

○厚生労働省 厚生労働省労働基準局でございます。

配偶者手当の項目につきまして、御説明させていただきます。

戻りまして、また1ページを確認いただければと思いますが、細項目の一番下でございます。民間企業における配偶者手当についても、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しそのあり方の検討を促していくと書かせていただいております。こちらにつきまして、4ページ、5ページにポンチ絵をつけておりますので、そちらで御説明させていただきたいと思っております。

4ページでございます。民間企業における配偶者手当の取組ですが、再興戦略2015におきまして、官の見直しの検討とあわせて、労使に対しそのあり方の検討を促すとされたことを受けまして、資料にもございますとおり、昨年12月に「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」を設置いたしました。合計3回の検討会を実施しました後、4月に報告書を取りまとめました。

その後、厚生労働省としましては、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」を取りまとめまして、さらに周知資料などを作成し、現在、労使に対し配偶者手当のあり方について検討していただきますよう周知を行っております。

その考慮すべき事項ですが、5ページに「報告書のポイント」と書いてありますが、この丸々1枚全く同じものがございます。こちらが考慮すべき事項の内容になりますけれども、項目としましては、「配偶者手当の在り方」「労使による企業の実情を踏まえた検討」「配偶者手当の見直しに当たっての留意点」をお示ししております。

周知資料では、さらに背景となります統計の資料であったり個別の企業事例、判例等を御紹介させていただきまして、検討の際、参考となればと考えております。

民間企業における配偶者手当を含めた賃金制度は、労使により決められるものでありますが、今後、労働力人口が減少していくことが予想され、働く意欲のある全ての人がある能力を十分に発揮できる社会の形成が必要となっている中、配偶者の収入要件のある配偶者手当につきましては、配偶者の働き方に中立的な制度となるような見直しを進めることが望まれることとしております。

以上でございます。

○佐藤会長 それでは、最後ですけれども、「c) マイナンバーカードへの旧姓併記」について、総務省から御説明いただければと思います。

○総務省 総務省の住民制度課でございます。

資料11「マイナンバーカードへの旧姓併記」という紙でございます。

1枚めくっていただきまして、細項目のところに書いてございます、住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届け出により旧姓を併記することが可能となるよう、必要な準備を進めるということでございます。

具体的には、次のページに絵をつけてございます。もともとの背景につきましては、左側の点線囲みのところに書いてございますけれども、男女共同参画会議等でもこういう指摘を受けております。これに従って、今回、制度改正等をやりたいということでござい

す。

イメージのところを書いてございますが、マイナンバーカードに氏名等を記載しているわけですが、ここに旧姓も書けるようにということでございます。

あわせて、順番的には住民票が先ですので、現在、マイナンバーカードの記載事項は住民票に書いてあるものを書いているということになっています。住民票そのものは、住所を公証するための制度ということになってございますけれども、要はある方がどこに住んでいるのかということ公に証明するという制度になっていますので、今、住民票は戸籍と違いますので、旧姓欄はないわけですが、こういうものを新たに設けて住民票に記載した上で、あわせてマイナンバーカードにもこれが記載できるようにするという流れになるわけでございます。

旧姓併記を希望する場合、マイナンバーカードは、さらに申請して交付を受ける必要がありますが、住民票の写しには旧姓が記載されますので、そうすると何らかの取引などで旧姓を使って契約するということがあれば、この住民票を出していただければ、住民票を使ってちゃんと証明ができることになるということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、多岐にわたりますが、Ⅲの御説明いただいたものについて御質問、御意見があれば、どなたからでもよろしくお願ひします。

では、川島さん。

○川島委員 すみません。過去3回欠席してしまいまして、久しぶりで大変恐縮でございます。

先ほど出ました子育て世代包括支援センターについてなのですが、私はファザーリング・ジャパンというNPOに所属しているのですが、そこでこの議論が一番盛り上がりまして、大賛成だと、ぜひこれをやってほしいという意見が非常に多かったのですが、そのときに2つ話が出まして、それを御検討いただければという話が盛り上がりまして。

1つが、いわゆる仕事の両立を前提にした子育て世代支援センターというような位置づけにできないものかと。こう見ていると、細則のところカムバック何とかということが書いてありますが、この図の中には一言も両立支援みたいなもの、いわゆる復職支援を含めた、これは妊娠時から当然出産後、育児中に至るまで両立支援はありますので、ぜひそういうものを入れられないかと。

例えばそれをやるために両立アドバイザーみたいな、従来の子育て支援センターに求められていたアドバイザーとはひとつ違う役割というものが必要になってくると思いますので、どう仕事を両立したらいいか、どういう制度があるのか、そもそもモチベーションを高めるためにママたちにどうお声がけをするのか。そのような両立アドバイザーみたいなものを置いて、どうしてもいまだに5割弱の女性が出産とともに仕事を辞めてしまうということで、我々の全国のメンバーに聞いてみても、全国で男女共同参画センターはたくさん

ありますけれども、子育て支援と起業や再就職支援というのはあるのですが、継続支援をやっているところがあまりないという、ちょうどぽっかりそこに穴があいているという声もたくさん聞こえてきますので、両立を前提にした継続支援みたいなものをぜひ入れていただきたいというのが1つ目の意見です。

2つ目の意見が、まさにこの子育て世代包括支援センター、こういう事業でここにもほとんど書かれていないのは、やはり男性の色が余りにも薄過ぎるということですね。女性活躍には男性の家庭・地域活躍が必要だというのはずっと御議論されているとおりでと思いますので、やはりここに夫を巻き込んで、夫にも産前から産後に至るまで、育児に至るまで、あなたも一緒にやるのだよという啓発、啓蒙、あるいはそのための声かけ、イベント、夫婦共同のセミナー、夫婦でどうやって家事・育児をシェアするのかというアドバイザー、そのようなこともぜひ入れてほしいというのが2つ目です。

その両立支援アドバイザーと、父親、夫の色をもっと入れてほしいというのが言われていました。いずれにしても、そういう意味で、その2つをぜひ入れていただいて、子育て世代包括支援センターというのはぜひ大賛成なので、ワンストップで進めていただきたいというのが私どもからの意見です。

○佐藤会長 今の点について何かあれば。

厚労省、お願いします。

○厚生労働省 始まったばかりですので、そういった御要望もあると思いますし、いろいろな支援の仕方はこれから実践を踏まえて出てくると思いますので、そういったものも取り入れられれば、どうなるかわかりませんが、まずは全国展開というのがあるので、全国的に広めていくというのをまず最優先でやりたいと思っております。

○佐藤会長 川島委員、大事なので、そういうことも考えながらやっていただければと思います。

では、岩田議員、お願いします。

○岩田議員 2つあるのですが、まず1点目は、資料6で待機児童解消に向けた子育ての基盤整備のところです。先ほど厚生労働省、内閣府のほうからの御説明だったのでしょうか。そもそも当てにしていた消費税の増税が延期にされた。それで7,000億円の確保を見込んでいたところが、その当てがなくなったということ。そして、その時点で4,000億円足りないと聞いていたのですが、この資料では3,000億円になっていますが、その時点で財源の確保ができていないものがまだ3,000億円あったと思っています。

そういう中で、量的な確保だけではなくて、保育士の処遇改善も含めてサービスの質の問題もあわせてやるというのが大変大事なことだと思いますので、取り巻く環境は決して甘くないと思うのですけれども、女性活躍推進の大変大きな基盤で、なかなか個人の努力ではどうしようもない部分でありますので、厳しい財源環境の中ではありますけれども、ぜひこのところは、事項要求というのをされているようですが、確保をお願いしたいと思います。

2番目は、配偶者控除の見直しの点についてです。これは国民的な広い議論をして話をまとめていくということがございましたけれども、私個人の意見をここで述べたいと思います。

これは問題が2つあったと思うのです。1つは世帯間の不平等で、例えば単身者の世帯、共働きの世帯、片働きの世帯、共働きの世帯でも妻の就業のレベル、こういう世帯のあり方によって課税環境が違ってくるということについての不平等といいたいでしょうか。ライフスタイルに中立的であってほしい税制がそうではないという点。そしてもう一つは、主婦パートに見られるように、こういう税制が直接的、間接的に就業抑制になっているという問題、この2つがあったと思います。昨今は後者のほうだけが強調されているのですが、やはり世帯間の不公平といいたいでしょうか、ライフスタイルに対して中立的でないという問題が根っこにあったと思います。

これは2000年の第1次男女共同参画基本計画から取り上げられてきている課題で、やっとここに来て本当に動きが出てまいりましたので、財務省には大変期待をしているところなのですが、その解決が夫婦控除というのは、私は間違っていると思います。夫婦というステータスを社会的に評価するというのではなくて、結婚する、しないというのは、出産する、しないと同じように政策的には慎重であるべきだと思うのです。個人的には、結婚して子供を持って本当に幸せだったと思いますし、多くの方にそうなってもらいたいと思いますけれども、でも、結婚したくない人とか、あるいは結婚したいけれどもできない人というのにもたくさんいらっしゃるわけですから、結婚というステータスに着目した税制の優遇・不利というのはよろしくない。

特に評価すべきはそういったステータスではなくて、お子さんを育てている、あるいは家族の中で介護しているという状態を評価、支援すべきであると思うのです。夫婦控除にしますと、例えばシングルマザー、シングルファザーで子育てをしている、あるいは1人で親を見ているという人たちには恩恵が及びませんので、そういう意味で、結婚優遇を政策的にやるかのように私には見えてしまうのです。まだどれが優先案だとはおっしゃいませんでしたけれども、よく新聞などでは夫婦世帯控除というのが出ておりますので、それには慎重であってほしいなと思います。

一方、配偶者手当については、私はいい方向で今、検討が、世の中での動きもそうなっていると思うのです。まず国家公務員の方向が出ましたし、民間企業もトヨタを始めとして配偶者手当を廃止するか縮小する、そして、浮いた財源は子ども手当などに充てるという方向が出てきていると思いますので、それは非常に望ましい。税制についても同じ方向でぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○佐藤会長 財務省からは特にいいですかね。

では、堀江さん。

○堀江委員 ありがとうございます。

私からは3点あるのですけれども、まず、子ども・子育て支援新制度のところなのですが、ベビーシッターなどの利用者支援事業の話です。ベビーシッター等を使えるようにいろいろと策を、お金を出したりですとか、あとはたくさんのお金をつくらせたりみたいなところがあるかと思うのですけれども、実際の利用率は全然上がっていないのです。保育所以外の子育てサポートを受けたいと言っている人の中で、受けている人は10%。なぜ受けていないのかというと、子供を預ける罪悪感、心理的ハードルがあるのですね。なので、結局、こういったどこか周囲のサポートを受けなければ両立支援はなかなかできないので、ただ単純に支援事業としてどんどんと事業体を増やすよりも、例えば産褥期からサポートを入れるとか、家の中で預けてみる、使ってみるような施策もあわせてやっていくことがすごく重要なのではないかと考えております。

先ほど川島さんがおっしゃっていた両立アドバイザーがそこにちょっとつながってくるかと思うのですけれども、継続就業するためには、キャリアと子育てどちらもやるために他者のサポートを使うんだよ、それは産後から使っていきたいんだよみたいな形で、産後の時から家に誰かを入れるみたいなことをやっていくと、その後、就業を継続する、復業するというときにも、ではまた利用してみようかなとなっていくので、ただ単純にベビーシッターのお金だったりとかを増やしても、結局あまり意味がないというところで、ぜひ使いやすい連続した施策をやっていただければなと思っております。

2点目の保育士の待遇を良くしていくというところなのですが、保育士さんにいろいろと、なぜ辞めてしまうのかと聞きますと、2つあるのです。1つが、基本給が少ないということ。もう一つは、子供になかなか向き合えない。自分が思い描いていた子供とのかわりかできないというところで辞めてしまうということが出てきています。子供と向き合えないというのが、待機児童でいろいろと保育所を増やしてはいるのですけれども、結局マンモス校になってしまって、100人、200人子供がいるみたいな状況の中で、もちろん園長の方向性もあるかと思うのですけれども、なかなか見ることができないという状況がある。もちろんこれはいろいろな施策を打っていただいているのですけれども、保育士になるためのお金が足りないから優遇しますとか、ちょっと手前のほうに行ってしまうと、保育士を継続するというところに行っていない気がしています。保育所も、建てるための補助金だけではなくて、建てた後、例えば小規模保育だったとしても、その保育所が継続するための補助金ですとか、ここでは基本給のことを書いていなかったもので、どのように進んでいるかがわからないのですけれども、基本給みたいなところは検討していただければありがたいと思っております。

3点目ですけれども、先ほどの岩田先生のお話に大変賛成をしております、やはり具体的なものというよりは、こういった制度があるということが若者の今後の就労というところになったときに、専業主婦もありなのだなということを描くかなり大きな要素にはなっておりますので、もちろん慎重になっていただきたいところではあるのですが、世帯の中での控除の仕方というのがすごく変わってきているのではないかと思います。先

ほどの子育てをしているとか、介護をしている方もいらっしゃるというところで、税制でそこをやるのではなくて、そこにプラスアルファで、その世帯に応じた必要なものを追加していくというのはすごく重要なのかと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○佐藤会長 2番目の保育士のところは、多分、入り口のところだけではなくて、入った後の定着とかもやられていると思うので、もし何かあれば。

○内閣府 内閣府でございます。

処遇に関しては、先ほども予算要求のところで申し上げましたけれども、事項要求ということになっていますが、優先順位としては、保育士さんの処遇改善ということでお給料についてアップしていきたいということを考えております。具体的に申し上げますと、「未来への投資を実現する経済対策」で閣議決定されたものの中で、2%相当の処遇改善を行うということ、あと、全産業との女性労働者の賃金格差、4万円程度の処遇改善を実施するというのでございますので、この辺を念頭に、これからの予算編成過程において検討していきたいと思っております。

○佐藤会長 厚労省のほうからあれば。

○厚生労働省 今、内閣府からお話のありました処遇改善と相まって、例えば保育士が続けやすいという意味では、保育補助者の雇い上げ支援ですとか、ICT化を含めた負担軽減についてもいろいろと取組をしております、総合的にやっていきたいと思っております。

○佐藤会長 どうぞ。

○種部委員 子育て世代包括支援センターについて2つ聞きたいことがあります。

まず1点は、これは子育てと仕事の両立の支援も管轄するセンターなのでしょうけれども、私のイメージとしては、これは恐らくフィンランドのネウボラの日本版みたいなことをイメージしていらっしゃるのかなと思って読んでいました。例えば児童相談所が入っていたり、養子縁組とかが入っているの、恐らく虐待死に至るものをどう防ぐかということで、妊娠期にピックアップをするという大きな命題を持つのがこのセンターだと理解しています。

そうしますと、まず1つは、例えば今ちょうど「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等」の第12次報告が出ていたと思うのですがけれども、虐待死の中のかなりの割合が1カ月目、しかもゼロ日目にして亡くなるというケースが多いということが分かっており、妊娠した時点でつながれるところが必要という認識があったと思うのです。そうなりますと、出産をするということが前提となっているところだと、その悩んでいる人たちはなかなかアクセスしにくいというところがあります。例えばお金がなくて妊娠、出産を考えられないという人については、妊婦健診は14回無料ですけれども、妊婦健診の最初の無料券を手に入れるために医療機関に行くお金がない。そのために支援機関につながれないというのが一番問題だと思います。1回目の無料券は、本人が妊娠したと言うともらえることになっているはずなのですが、妊娠届や無料券交付につなげる前段階として、ネウボラにある



程度医療機関の機能を持たせるのかどうかということが1点目です。

1回目の受診につなげるよう、1回目の診療に係る費用を出してあげるなども含め、センターに医療機能を持たせていくかどうか。

それから、妊娠継続しないという場合もあると思うので、その選択に迷う場合でも、無料券に到達する前の1回目の受診を補助できるような形を組み込めるかどうかということを知りたいということです。

もう一点は、その1つ前の段階として、不妊相談センターは多分全国に展開されていると思うのですが、これはこのセンターの中に含まれてくるのか、別なのかということをお聞きしたいです。

○佐藤会長 今の点、お願いいたします。

○厚生労働省 妊婦健診の1回目を無料ということでございますか。

○種部委員 妊婦健診は無料なのですが、まず最初に妊娠届を出さないと無料券はもらえません。妊娠届を出すとき、本来は市町村の窓口で本人が自己申告で妊娠したと言うと無料券をもらえることになっているのですが、一般の人はそう思っていません。なので、まず最初、病院に行って妊娠かどうかを診断してもらって、病院から妊娠届を書いていただいたのを持っていくと認識されています。それが最初の受診をちゅうちょする理由になっていることがあります。ですから、この14回の無料券で健診はしていただいているのですが、最初の受診のお金がないということがハードルです。

また、まだ産むかどうかを迷っている人に、妊娠届を出していただかないと無料券をいただくことができないというのでは、とりあえずゼロ日目の虐待死というのをなくすことは私はできないと思っています。このセンターは、子育てとか母子とか、産む選択をする場合だけ対象としているようなイメージに見えるのですが、フィンランドのネウボラはそうではないと思うのです。フィンランドでは、妊娠をしたらとりあえずそこに行けば、何を選択するかも含めて提示されるという相談の機能を持っていたはずなのですが、このような機能を持たせるイメージでいていただきたい。このネーミングもそうですし、法律が母子保健法ではありますけれども、センターを訪ねる最初のきっかけにもう少し工夫が必要だと思います。

○厚生労働省 最初の御質問については、そういったこともあるということを受けとめまして、検討していきたいと思っております。

それから、不妊専門相談センター。

○種部委員 不妊相談センターは、これには包含はされない。

○厚生労働省 不妊専門相談センターはまた別の機関でございますので。

○種部委員 これをやったからなくなるということはないということですね。

○厚生労働省 不妊専門相談センターは、これも一億総活躍の中で都道府県・指定都市・中核市に31年度までに全部作るとなっておりますので、これは別で進めていくと考えております。

○種部委員 わかりました。

○佐藤会長 では、白河さんから。

○白河委員 ありがとうございます。

先ほどの子育て世代包括支援センターの件なのですけれども、このポンチ絵の中に、できれば先ほど先生がおっしゃったハイリスク妊婦というか、ハイリスク家庭の発見です。これがやはりネウボラの大きな機能なので、そこと、それから、男性の育児への参加の巻き込みというのをはっきり書いていただきたいのです。書かないと、もう先行している自治体の資料とかを見ると、ほとんど母子の写真しかないのです。フィンランドなどの場合は、とにかく男女で、結婚していようがしていまいが、パパとママになる人たちがまず来て、これから親になることはね、みたいな話をしてもらえるところなのです。

ただ、つながってほしいハイリスクな家庭ほど来ないというところがあります。ですから、それはやはり子育てキットを配布したり、あと、全ての人たちがネウボラを通るのはなぜかという、そこに行かないと子育て手当とかの必要なお金すらもらえないとなっていて、全国展開して全ての人に通ってもらうためには、やはりそのぐらいのことがないとなかなか難しいのではと思っています。

それから、保育所の話で、企業主導型保育事業はすごくいいなと思いました。フランスで今、民間保育所の枠を企業が買って、自分の従業員にサービスするというのがあるので、多分それを参考にされたのかなと思うのです。ただ、やはり本当に保育士さんが足りないというのが今ありまして、賃金が安いのに加えて、長時間労働があるのですね。子供に向き合える時間が少なく、もし8時間勤務するとしたら、6時間子供に向き合って、2時間事務作業みたいにしないと、その時間内に業務が終わらないのでどうしてもはみ出てしまうということで、業務改善というのはすごくポイントになってくると思います。

この間も大手の保育所が長時間労働と残業代を払っていない、特に子供と向き合っていない事務作業とか持ち帰りの何か物をつくったりする時間が全然賃金として加算されていなかったということがありますので、そこはしっかり指導をしたり、保育士の仕事そのものの見直しというのも必要なかなと。フランスとか、あとうまく回っている保育所は、行事を毎月やらないのですね。そうすると、毎月のつくりものとかもないですし、子供に向き合うことだけに注力する時間が非常にとれるということで、そこも非常に重要だし、監視も必要なところだと思います。

それから、保育所自体の見直しは多分すごくこれから必要になってくると思って、フランスの保育所には本当に何も持っていくものすらないのです。手ぶらで行かれる。全部向こうがやってくれると言ったらおかしいのですけれども、洗濯とかもやってくれるということです。この間、結婚とかの最新の調査を見たら、結婚には犠牲が必要であるという項目にすごく多くの方が答えていて、私はすごくそれがショックで、犠牲を払うような結婚をしたい人はどんどん減っていくのではと。子供を持ったら保育所に行くだけでもこんなに大荷物で、雨の中、自転車を押していくみたいな、何か罰を受けているのではないかと

というようなことが子供を持つことでしたら、どんどんこれから子供を持つ人は減っていきますので、そういう意味でも、男性の育児参画ももちろん重要ですし、やはり社会で包括して子育てをしていくというような取組をこれからどんどん進めていただければと思います。

それから、前回出席しなかったので1点だけなのですが、2年育休をとという話が今進んでいて、これはどこで申し上げたらいいのかよくわからないのですが、それに反対したいという団体の方から、どこに言えばいいですかと言われて、私も困ったのです。もう本当に法案提出して、すぐ通ってしまうのでしょうか。

○佐藤会長 労働政策審議会雇用均等分科会で議論が始まったところです。

○白河委員 わかりました。保育所に落ちた人が首にならないというのは絶対必要なのですが、やはり今のままの基本は守って、落ちた人のみ1年半とか2年とか、落ちた人のみ首にならないようにするという措置と、または、もし落ちて2年やらなければいけないのだったら、男性も分担するクォータ制的なものもぜひ入れていただきたいと思っています。

以上です。

○佐藤会長 前回、岩田議員からその点について議論が出ています。

では、鈴木さん。

○鈴木委員 大きく3点でございます。

1点目は意見ですが、マイナンバーカードへの旧姓併記につきましては、夫婦別姓の議論と矛盾するものではないと私は思いますし、これは実務的な話だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

2点目は、せっかくの機会ですので子ども・子育て本部に教えていただきたいのですが、子ども・子育て関連3法による新制度で何が変わったのでしょうか。共通の給付になったというのですが、実態として、それ以前と今とで何がどう変わったのでしょうか。公費の投入規模がどう変わって、その配分がどう変わったのかといったあたりですとか、資料6の2ページの絵で幼稚園がちょっとはみ出ているのは多分意味があるのだと思うのですが、新制度で何が変わったのかよくわからないので、基本的なことで恐縮ですが、そこを一度教えていただきたい。企業主導型保育事業への助成制度が創設されたとか、新型の認定こども園が制度的に位置づけられたということはもちろんわかっていますが、根本的なところで何が変わったのかを教えていただきたい。

○佐藤会長 新制度になったということね。

○鈴木委員 はい。

それから、これは内閣府と厚労省のどちらにお聞きすればいいのかわからないのですが、保育所定員はこの間相当増やしていただいていると思います。この点、潜在的にどこまで需要が増えるかを見ているのか、そういう検討はされているのかどうか。つまり、今、かなり積極的に受け皿を整備していただいているので、子供を1人お持ちの方が2人目を産み育てられるようになっていきますし、子供2人お持ちの方が諦めていた3人目を持てるよう

になっている。あるいは、子育てと就業の両立を諦めていたけれども、保育所に入れれば両立できるようになっている。こういう言い方をすると怒られるかもしれませんが、入所待機の行列がなくなるというのは、まさに政策がうまくいっていることを示している面もあると理解するわけです。

需要が拡大していることを考えますと、非常に財源が限られている中で、質と量のバランスをどうとっていかようとしているのか。今日は、保育士を目指す学生への修学支援だとか、潜在保育士の活用だとか、あるいは企業主導型保育所の支援といった、予算を使って量を拡大するお話がありましたけれども、量の拡大を追求していくと質が落ちるという話が必ず出てきます。これは一例ですけれども、保育士の配置などについて、国の基準と自治体が実際にやっている保育所の基準を見ると、自治体が国の基準よりも高い基準でやっていて、その分、質は高いけれども、量を減らしているという状況がすでにあります。質と量のバランスについて、どのように考えた上で本日御説明いただいた政策がつけられているのか、お聞きしたいと思います。

3点目は、岩田議員もおっしゃった配偶者控除について。財務省の説明を聞くと、考慮すべき変数が多過ぎて、一体どういう評価をしていいのか現時点で全くわかりませんけれども、恐らくここにいらっしゃる皆さんの総意として、配偶者控除は撤廃していくべきだということだと思います。その際、岩田先生がおっしゃった御懸念は共有すべきだと思うのですが、同時に、男女共同参画基本計画には、「政府税調の論点整理を踏まえ」と書いてあって、その論点整理を見ると、「働き方に中立的な制度にすることだけでなく、若い世代に光を当てる」ということが書いてあります。また、最近の政治リーダーの御発言を聞いていると、もちろん就労調整をせずに働ける制度にすべきということですが、その話に加えて、結婚して子育てをする若者たちを応援したいと言っています。つまり目的が2つあって、それぞれにどういう政策をどのようなバランスで割り当てるかという問題に今なっていると思うのです。

そういう意味では、配偶者控除を廃止すれば、増税になる家計が当然出てくるわけでありますので、特に低所得者が増税になる場合に一体どのように配慮するのが課題です。その配慮を所得控除でやるのか、税額控除でやるのか、所得制限を用いるのかによって絵姿がまるで変わってくるので、そういうこと全体として評価しないといけない問題だと思います。

とにかく配偶者控除をなくすということが大きなメッセージです。また、それによって企業が配偶者手当などを見直していくということになれば、これは非常に大きいことです。配偶者手当を支給しているケースの平均額は年間16~17万円です。これに対して配偶者控除による減収額は国税で6,000億円ぐらいですから、仮に夫婦控除でこれを1,500万世帯で分けると4万円、2,000万世帯で分けると3万円です。こうした金額的なイメージも持ちながら、夫婦控除についても捉えていく必要があるのではないかと思います。

何を申し上げたいかという、これまでの男女共同参画社会を目指してきた諸先輩方の

努力で、配偶者控除の見直しの議論がここまで来ているわけですので、ぜひうまく運んで成案を得ていただきたいということです。夫婦控除は結婚に非中立的なものであるけれども、しかし、若い人を応援するためのものでもあるということを十分に明確にした上で、男女共同参画会議でも議論していただきたいという意見でございます。

○佐藤会長 では、特に真ん中のこの新制度は結構難しい。ちょっと簡単にポイントだけでも、何が変わったのか。

○内閣府 今までは、幼稚園は文科省、保育所は厚労省ということで、子ども・子育てに関する施策が教育施設と福祉施設で違っていただけですけども、それを一緒にして、子ども・子育てに対しての支援をしましょうという趣旨で今みたいな形になったということが一番です。待機児童の問題もありますけれども、そういうこともあって、給付を一つにして、使いやすい、事業者も一つの給付で置きやすい制度にしたということがもともとの趣旨で、ばらばらであったものを一つにしたということです。

あと、幼稚園がちょっと出ているのは、子ども・子育て支援制度にまだ移行していない幼稚園があるのでちょっと出ているという、細かいところなわけですけども、そういうことでございます。制度としては、そのような趣旨です。

○佐藤会長 新制度については、また後で個別に。これは大変だからね。

そうすると、待機児童のことについて何かあれば。

○厚生労働省 施策の効果が上がって、さらにニーズが増えるということですか、質と量のバランスですとかの御指摘がありました。申し訳ありません。今時点で言えることは、29年度末までで50万人ということで、これは40万人と言っていたのを、女性の就業がさらに進むことを念頭に上積みということでございますが、御指摘のような観点はあろうかと思っておりますので、念頭に置きたいと思っております。

○佐藤会長 では、高橋議員。

○高橋議員 子育て基盤の整備に関連して2点要望したいことがあります。

これは、2、3カ月ほど前に全国の小児科医と皮膚科医の学会で私が講演させていただいたときに、何人かの医師が指摘されたことなわけですけども、今日の資料6の中に含まれている病児保育に関連して、これはもちろん全部がそうだとは言いませんが、どういう御指摘だったかという、病児保育を支援している。それ自体はいいことなわけですけども、その結果、子供の病状とか子供の様子に余り関心を持たないで任せ切りになっている無責任な親を助長している面がある。そういう点をぜひ支援に当たって留意してほしいという要望が複数の医師からありました。

私がこの男女共同参画会議で一貫して申し上げてきたことは、子ども・子育て支援と言っているけれども、実際は経済優先、親の都合優先で、子供支援第一ではない。子供の最善の利益のための制度になっていないとずっと根源的に思っています。今、7つの県、2つの市で家庭教育支援条例というものができております。これは自然発生的に出てくるわけですけども、そこに共通しているものは、親が親として成長することを支援すると

いうことを言っているのです。ですから、単なる経済的支援ではなくて、「親育ち」を支援し、親と子供がもっと向き合えるように支援する。そういうことが子供の支援ということにつながるので、その点をぜひ御考慮いただきたいということでございます。

○佐藤会長 いいですか。

では、辻村議員。

○辻村議員 概算要求についてのヒアリングですので、官庁の皆様方にお話しするべきことではないかもしれませんが、施策を作るときに、例えばマイナンバー制度を活用する、通称使用を拡大するという施策ばかり出てきて、選択的別姓制について検討するというような施策が出てこないとなると、一定の方向性が出てくると思うのです。最高裁の判決も指摘していますように、両者は排他的なものではなく両立し得るものですから、そういった立法についても目配りしながら案をつくっていくことが必要だということ、ここは専門調査会ですから、あえて、意見として述べておきます。

それに関連して、先ほどの子育て世代包括支援センターですが、何度も皆さんが言及していらっしゃるし、川島委員からも男性が見えないという指摘があったばかりですが、資料7の5ページのポンチ絵ですね。ここに※がついていて、法律上の名称は「母子健康包括支援センター」になるということが書いてあります。これは、子育て世代包括支援センターで、男性も含んで性別役割分業をなくしていくという形で、みんなで子育てするという意味でポンチ絵はつくられているのだけれども、実際に出来上ってくる際には、法律上は「母子健康包括支援センター」であり、結局、母親が一生懸命子育てしなさいという旧来の概念にまた戻っていくわけですね。

官庁としては、現存する法制度や法律の文言を前提にして何か策を作るというのはやむを得ないのでありますが、専門調査会としては、こういう「だまし討ち」や目くらましのようなことがあると、やはり進歩がないと思うのです。一生懸命男性の参画について議論しているのに、法律上ではここで議論したことと全く違う文言が残っているということ。やはりこの点を重視して、大所高所から、どの部局が扱うかというやはり男女共同参画局かなと思いますが、法改正や立法を視野に入れた大局的な観点からの改革案を提示して改革していく視点を持っていただきたい。持っていかなければいけない、と思っています。

○佐藤会長 これは、センターをどう運営していくか、運営の仕方だと思うので、そのとき、今皆さんが言われたように男性を巻き込むようなやり方も当然やっていただかなくてはと思うのです。

では、渡辺委員。続いて横田委員。

○渡辺委員 ここで申し上げることではないのかもしれませんが、敢えて申し上げます。それぞれの施策の重要性も非常によくわかりますし、大方間違っていないと思うのですが、全体像が見えないのです。個別の議論だけがされていて、一体どこにどれだけ重点的にいくらかけるのかという全体が見えないと、ささいなことをみんなで議論しているのか、それとも大きい予算のことを議論しているのかがわかりません。来年になるのかもし

れないですけれども、できたら全体像を見ながら議論できるようにしていただけると大変ありがたいと思います。

○横田委員 私も同じです。前回、鈴木先生もおっしゃっていたので、全体像と、あとはロードマップですね。今回対応できなかったとしても、こういう年度で進めていくというところはぜひお示しいただきたいと思っています。

女性の起業については、今回御説明し切れていないものがこのA3の資料でざっと並んでいます。結局通ったものは何か、通らなかったものは何か。また、通らなかったもので今後やはり拾っていかなければいけないところは何かというところはぜひ御共有いただきたいと思っています。

もう一点お願いがございます。雇用保険対象者の拡充は進んでおり、全般的な流れで、やはり雇用保険対象者に向けてのワーク・ライフ・バランスだったりとかという策は非常に議論が加速しているという認識があります。一方恐らくこれから働き方の多様化で、個人事業主がかなり増えていくと思っております。そうすると、企業側が雇用保険対象者ではない、経済合理性という観点で個人事業主や業務契約増加という流れも出てきてしまうと思うので、かなりそこに目配りしていくことが厚生労働省などは必要だと思っています。

経産省が新たにポータルサイトを作られ、各地に協議会も作って、要は個人事業主との接点を持つような窓口ができてきたと思うのです。これまでは労働者の声は拾いやすかったが、恐らく個人事業主の声はなかなかまとめて拾える場がなかった。ぜひそちらの窓口とかをうまく使いながら、新しい働き方の人たちがワーク・ライフ・バランスを実現して、かつ新たな雇用も生む存在として、彼女たちがどう働きやすいかということも、漏れがないかということもぜひ既存の施策に対応できるように拾っていただけるよう御努力いただけるのではないかと思います。

以上です。

○佐藤会長 では、最後にお二方。

○末松委員 遅れて来て申し訳ありません。

ちょっと観点が違うかもしれませんが、多分、子育てをしやすい環境づくりとか、女性が活躍しやすい環境をどうしようかというのは、私ども基礎自治体が、直接お母さんたちと関わっていますので、自治体が一生懸命頑張れば、そういうことが推進していくのだろうと思っています。そのために自治体もしっかり努力をして、先ほど話のあった、国はここまでだけれども、それ以上に保育所とか幼稚園の制度をどれくらい拡充するかという上乘せの支援もしております。

その中で、窓口の一本化、ワンストップ化を進めていきたいと思います。これを全体的に後押ししていただくということは、非常にありがたいことであると思います。もちろん保護者からしてみれば、迷いなくそこで相談ができることになりすし、手続きから一貫して全て完結しますので、すごくありがたいことなのですが、一方で、対応する職員たちが非常に、どんどん法律も変わってきていますし、先ほどの支援新制度のお話もありますけ

れども、2年勉強しても、まだ非常に難しいというところもありますので、その辺のロードマップとか、そういうこともきちんと地方自治体の職員がわかりやすく保護者の皆さん方や市民の皆さん方に説明できるような体制づくりができるよう、もう少し人材育成の中でお願いをしたいなと思います。

そういった中でいけば、このようなところの中で、多分前回御議論をいただいたと思うのですが、地域女性活躍推進交付金、自治体が非常に使いやすい交付金です。このような交付金をぜひ拡充していただいて、それぞれの地方自治体が地方自治体の中で、それぞれ地域によって事情が違ふと思いますので、この交付金の充実というものをぜひお願いしたいと思います。

本市としても、企業にもご参加いただいている推進活躍会議という会議を立ち上げた中で、先ほど企業支援の保育所ということもありましたけれども、その会議に出ていただいている企業からも、企業内保育所を作るということで、いくつかの取組が立ち上がってきてもおりますので、このような交付金をぜひ充実していただいて、ぜひ地方にも目を向けていただけるような形の中でお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○小山内委員 子育て世代包括支援センターのことで1点あります。

私ども男女共同参画センターでも、いろいろな女性の方々から御相談があるのですが、例えば精神疾患をちょっと抱えている方とか、夫のほうでそういう疾患を抱えている方とか、DV被害者の方とか、あとは経済的に困難なものを抱えている方々からいろいろ御相談いただいています。

そういう中で、子育てとか妊娠、センターとしてはなかなか直接支援というのはできないのですけれども、どの機関・施設がそういうハイリスクを抱えている御家庭の方々に直接支援してしっかりと発見、それからその後の支援ができるのかということを常々考えておりました。悩んでいた部分もあったのですが、この支援センターを見たときに、先ほどのお話もありましたけれども、ここが発見、それから、そういうハイリスクを抱えた御家庭の方々への支援をしっかりとしていける部分なのではないかと思いました。

また、川島委員から、男性の色が見えないというようなお話もありましたし、あと、産前・産後サポートの事業で、例えば相談しやすい話し相手などを置くというようなお話もあるのですが、そういうところに、多分この中にジェンダー視点というのでしょうか。そういう部分をしっかりと持っている人がここにもっと関わっていれば、ここのポンチ絵ももっと変わってきているのではないかと思います。

連携、委託のところに、やはり全国に男女共同参画センターがあって、そういう女性からのいろいろな相談も一緒に受けているわけですから、連携を深めて一緒になって支援していくという意味では、男女センターがここの中にもしっかりと位置づけられてもいいのではないかと思いましたので、ぜひ御検討いただければと思います。

○佐藤会長 時間がちょっと過ぎているので、私も1つだけ。

先ほどの配偶者控除のことなのですけれども、社会保険の短時間労働者への適用拡大、



これは多分3号を減らしていくということなので。ただ、1つは500人以下への適用拡大、早目にうまく法律が通ればいいなということで、もう一つは、この10月から始まるころなのですけれども、501人以上の企業の従業員と言われたけれども、正確に言うと、これは被用者保険の被保険者である従業員が501人以上の企業。そうすると、パートとして働こうと思ったときに、今まで正社員で働いて社会保険の適用だった。できれば社会保険の適用がある企業で働こうと思ったときに、ここは従業員が501人以上いるから適用があるなと思って入ってみたら、適用されていないということが起きる。求人広告で、適用しますとは多分出すと思うのだけれども、適用しませんとは書かないので、大企業なのに適用されないということが起きる。つまり、働く側から見るとわからない。501人以上というのが従業員規模ではなく、被用者保険の被保険者である従業員数で501人以上だというのを、極端な言い方をすると、厚労省しか知らない。これは多分、委員の皆様も、従業員数501人以上の企業としか思っていないので、働く人たちが、この会社で働けば自分は適用されるかどうかということがわかるようにしてほしい。多分、適用する場合は求人の方の労働条件に書くと思うのですが、適用しませんとは書いていないと思うのです。それは法違反でも何でもなく、うちは適用対象外の事業所ですからということなので、これは、私は審議会でも言っていたのですが、ぜひ、働く側にもわかりやすく示してほしいと思います。

あと1つ、高橋議員が言われたことで、私は子ども・子育て会議のメンバーなのですけれども、私からするとかなり子供重視です。私はもうちょっと経済重視で議論してもいいのではないかと思うくらい、子供重視、親重視だと思います。

それでは、いろいろ議論はあるかと思いますが、入れかわりがあるので、どうもありがとうございました。

(説明者交代)

○佐藤会長 最後に、「重点方針2016」の「女性に対するあらゆる暴力の根絶」について、別の専門調査会でヒアリングしていただきましたので、辻村議員のほうから御説明いただければと思います。

○辻村議員 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する部分については、9月12日に専門調査会を開きまして、内閣府と警察庁から主な項目についてヒアリングを実施いたしまして、委員の間で意見交換をいたしました。

本日は、恐らく皆さんのお手元にありますA3の横長の参考資料2を見ていただくのが早いのではないかと思います。このA3横長の参考資料2の中で、右端に通し番号が書いてありまして、この通し番号の79番から101番までが、本日ここで私から報告する該当箇所になっております。ここでは内閣府、警察庁、法務省、厚労省、文科省の5省庁から合計23の施策が提示されているということでございます。この中では、事務局から細かなことを説明してもらいますが、例えば80番、ワンストップセンターを全国に作る案が重要です。15の都道府県ではセンターがないため、これは平成32年までの目標値になっているのですけれども、前倒しして全部作るという案でございます。このA3横長の通し番号80の施策では、

2億6,000万円を要求しております。時間の関係もありますから、事務局のほうで主要なところと専門調査会で特に議論があったところをかいつまんでお話しただいて、お認めいただけますようよろしくお願いします。

○佐藤会長 では、よろしくお願いします。

○馬場暴力対策室長 内閣府でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

こちらの参考資料2ですけれども、字が小さいものですから、できれば参考資料3を使って御説明させていただければと思います。参考資料3の黄色い紙ファイルのものでございます。開いていただきますと、青いインデックスでⅡとついておりますが、ここが通し番号79ということで、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」がここから始まるものになっております。

それでは、「重点方針2016」の「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する各省庁の予算概算要求の状況につきまして、概要を簡単に御報告させていただきます。

まず、内閣府男女共同参画局の分でございます。

「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する内閣府男女共同参画局の来年度の概算要求の総額は3億5千万円となっております。今年度の予算が約1億4千万円でございますので、およそ2億1千万円の増要求となっております。提出いたしました9施策のうち、新規要求の3施策を中心に御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、通し番号80、235ページになります。1つ目でございますが、性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等促進交付金の創設でございます。性犯罪・性暴力の被害者を支援するために、第4次男女共同参画基本計画におきましては、行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを平成32年までに各都道府県に1カ所設置するという成果目標を設定しております。また、「重点方針2016」でも、センターの設置促進について記載されているところでございます。

中ほどの施策の背景・目的のところでございますけれども、この要求につきましては、平成32年を待たずに、できるだけ早く、全都道府県にセンターを設置するとともに、センターの安定的な運営が可能となるように、地方公共団体の取組をさらに促進するために交付金を創設したいというものでございます。

交付金につきましては、専門調査会の委員の方から、恒久的なものか、交付対象は新しいセンターを設置するところだけなのかといった質問がございましたが、できれば恒久的なものとしたいと内閣府としては考えております。また、交付対象としましては、既に設置済みのところも含めまして、設置された都道府県には全て交付したいと考え、現在、予算要求しております。

続きまして、少しページが飛びますが、261ページをご覧くださいと思います。通し番号は91になります。2つ目でございますけれども、配偶者等からの暴力の被害者支援を充実させるために、諸外国における配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究でございます。諸外国における加害者プログラムについて調査を行うとともに、日本に

における配偶者暴力の加害者プログラムのあり方について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、265ページをご覧ください。通し番号93になります。3つ目でございますけれども、若年層の性的搾取に係る相談・支援のあり方に関する調査研究でございます。若年層の性的搾取、とりわけJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要といった問題が昨今話題になっておりますけれども、そういった被害の実態や、相談支援の実態について調査をするとともに、効果的な相談支援のあり方について検討したいと考えております。

このほか内閣府では、3年に1度行っております男女間における暴力に関する調査、相談員等への研修、広報啓発を行うための予算要求を行っております。引き続き、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、しっかり取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、警察庁でございます。総額約1億9千万円の要求となる9施策について報告がございました。

都道府県警察における犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実や、ストーカー事案等の人身安全関連事案への対策の推進、情報発信活動の推進や防犯教室の実施、児童の性的搾取等に係る対策の推進、出会い系サイトなどのインターネット利用に係る児童の犯罪被害等を防止するための啓発資料の作成・配布等について御発表いただいたところでございます。

委員からは、カウンセリング費用の公費負担制度の対象について御質問がありまして、警察庁から、従来警察で指定した臨床心理士等だけが対象であったのですがけれども、平成28年度以降は、被害者の方が選んだ臨床心理士等に対して公費負担となり、特に限定するものではないこと、また、警察部内のカウンセラーで対処できないような重篤化したケースにつきましては、公費負担によって部外のカウンセラーが対処することを想定している旨の回答がございました。

このほか、専門調査会でのヒアリングと意見交換はございませんでしたが、法務省からは、「性犯罪の罰則の在り方について、法制審議会の答申を踏まえた法改正を含む必要な措置の実施」、「検察官に対する研修の充実等」の2施策、文部科学省からは、「女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」として、「防犯教育の推進」の1施策、厚生労働省からは、ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進及び配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等としまして、「婦人保護事業」の報告を受けております。

以上でございます。

○佐藤会長 何か追加は。

○辻村議員 以上、事務局からの説明のとおりです。予算額としては、それほど大きな額ではないのですが、ワンストップ支援センター関係に2億6千万円を要求しております。その他、調査研究も含めて、たくさんすべきことはありますので、予算獲得をして実際に取組を進めていきたいと思っております。

○佐藤会長 これは辻村議員の専門調査会で議論していただいておりますので、今日は経過

を伺っておくということですのでよろしいですね。では、どうもありがとうございました。

それでは、少し時間が過ぎましたが、ここで会議は終わらせていただきます。

既に御説明しましたように、来月開催予定の「男女共同参画会議」では、「重点方針2016に基づく施策の取組状況」が議題になる見込みです。そこで、前回及び今回における本専門調査会での審議の概要を、私から報告させていただきたいと考えています。

では、事務局から連絡があればお願いします。

○出口調査課長 本日はどうもありがとうございました。

次回の開催予定など、今後の進め方につきましては、事務局から後日御相談させていただきたいと思えます。

○佐藤会長 では、お忙しい中、熱心に議論いただきまして、どうもありがとうございました。